

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正され、介護サービス情報の公表制度に係る事業者に対する調査の義務付け規定等が削除されたことなどに伴い、関係規定を削除するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 通訳案内士法に基づく事務手数料の規定を削ることとします。（第2条関係）

(2) 医薬品一般販売業に係る許可更新審査手数料の規定を削ることとします。（別表第53関係）

(3) 介護保険法に規定する介護サービス情報に係る調査および公表の手数料の規定および関係規定を削ることとします。（第3条、別表第63の2関係）

(4) その他

ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。ただし、(2)は、同年6月1日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新																		
<p>第1条 略</p> <p>第2条第1項 略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>通訳案内士法に基づく事務手数料</u></p> <p><u>通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第20条第1項の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 5,100円</u></p> <p><u>通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正の手数料 1件につき 4,000円</u></p> <p><u>通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付の手数料 1件につき 4,000円</u></p> <p>(21)～(85) 略</p> <p>第3条 知事が次の表の各号の左欄に掲げる試験等に関する事務を当該各号の右欄に掲げる者に行わせることとした場合においては、第1条の規定にかかわらず、当該者が行う同表の各号の左欄に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる手数料を当該各号の右欄に掲げる者に納めなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="219 1034 1131 1433"> <tr> <td>(1)～(13) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(14) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第2項に規定する調査</u></td> <td><u>別表第63の2（12）の項に定める手数料</u></td> <td><u>同法第115条の36第1項に規定する指定調査機関</u></td> </tr> <tr> <td>(15) <u>介護保険法第115条の35第3項に規定する公表</u></td> <td><u>別表第63の2（13）の項に定める手数料</u></td> <td><u>同法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センター</u></td> </tr> </table>	(1)～(13) 略			(14) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第2項に規定する調査</u>	<u>別表第63の2（12）の項に定める手数料</u>	<u>同法第115条の36第1項に規定する指定調査機関</u>	(15) <u>介護保険法第115条の35第3項に規定する公表</u>	<u>別表第63の2（13）の項に定める手数料</u>	<u>同法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センター</u>	<p>第1条 略</p> <p>第2条第1項 略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>削除</u></p> <p>(21)～(85) 略</p> <p>第3条 知事が次の表の各号の左欄に掲げる試験等に関する事務を当該各号の右欄に掲げる者に行わせることとした場合においては、第1条の規定にかかわらず、当該者が行う同表の各号の左欄に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる手数料を当該各号の右欄に掲げる者に納めなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1034 2116 1433"> <tr> <td>(1)～(13) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>削る</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>削る</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1)～(13) 略			削る			削る		
(1)～(13) 略																			
(14) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第2項に規定する調査</u>	<u>別表第63の2（12）の項に定める手数料</u>	<u>同法第115条の36第1項に規定する指定調査機関</u>																	
(15) <u>介護保険法第115条の35第3項に規定する公表</u>	<u>別表第63の2（13）の項に定める手数料</u>	<u>同法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センター</u>																	
(1)～(13) 略																			
削る																			
削る																			

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新																																										
第4条から別表第52まで 略	第4条から別表第52まで 略																																										
別表第53 薬事法に基づく事務手数料	別表第53 薬事法に基づく事務手数料																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) 省</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>エ 動物医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">10,600円</td> </tr> <tr> <td>オ 一般販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>カ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>キ 特例販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円を超えない範囲内において規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>(5)以下 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)～(3) 省		(4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料		ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	エ 動物医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査	10,600円	オ 一般販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	カ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	キ 特例販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円を超えない範囲内において規則で定める額	(5)以下 略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>エ 動物医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">10,600円</td> </tr> <tr> <td>オ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>カ 特例販売業の許可の更新の申請に係る審査</td> <td style="text-align: right;">11,000円を超えない範囲内において規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>(5)以下 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)～(3) 略		(4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料		ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	エ 動物医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査	10,600円	オ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円	カ 特例販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円を超えない範囲内において規則で定める額	(5)以下 略	
区分	金額																																										
(1)～(3) 省																																											
(4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料																																											
ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
エ 動物医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査	10,600円																																										
オ 一般販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
カ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
キ 特例販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円を超えない範囲内において規則で定める額																																										
(5)以下 略																																											
区分	金額																																										
(1)～(3) 略																																											
(4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料																																											
ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
エ 動物医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査	10,600円																																										
オ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円																																										
カ 特例販売業の許可の更新の申請に係る審査	11,000円を超えない範囲内において規則で定める額																																										
(5)以下 略																																											
別表第54から別表第63まで 略	別表第54から別表第63まで 略																																										

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧		新	
別表第63の2 介護保険法に基づく事務手数料		別表第63の2 介護保険法に基づく事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1)～(11) 略		(1)～(11) 略	
(12) <u>法第115条の35第2項の規定に基づく調査 の手数料</u>		削る	
ア <u>指定訪問介護事業者、指定夜間対応型訪問 介護事業者または指定介護予防訪問介護事業 者に係る調査</u>	同 20,500		
イ <u>指定訪問入浴介護事業者または指定介護予 防訪問入浴介護事業者に係る調査</u>	同 20,500		
ウ <u>指定訪問看護事業者または指定介護予防訪 問看護事業者に係る調査</u>	同 20,500		
エ <u>指定訪問リハビリテーション事業者または 指定介護予防訪問リハビリテーション事業 者に係る調査</u>	同 20,500		
オ <u>指定通所介護事業者、指定認知症対応型通 所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者 または指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者に係る調査</u>	同 22,000		
カ <u>指定通所リハビリテーション事業者または 指定介護予防通所リハビリテーション事業 者に係る調査</u>	同 22,000		
キ <u>指定短期入所生活介護事業者、指定地域密 着型介護老人福祉施設の開設者、指定介護老 人福祉施設の開設者または指定介護予防短期</u>	同 25,000		

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧		新	
<p>入所生活介護事業者に係る調査</p> <p>ク 指定短期入所療養介護事業者もしくは指定介護予防短期入所療養介護事業者（事業所が介護老人保健施設であるものに限る。）または介護老人保健施設の開設者に係る調査</p> <p>ケ 指定短期入所療養介護事業者もしくは指定介護予防短期入所療養介護事業者（事業所が介護老人保健施設であるものを除く。）または指定介護療養型医療施設の開設者に係る調査</p> <p>コ 指定特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者または指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る調査</p> <p>サ 指定福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者または指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る調査</p> <p>シ 指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る調査</p> <p>ス 指定認知症対応型共同生活介護事業者または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る調査</p> <p>セ 指定居宅介護支援事業者に係る調査</p>	<p>同 25,000</p> <p>同 25,000</p> <p>同 23,500</p> <p>同 21,000</p> <p>同 22,000</p> <p>同 22,000</p> <p>同 18,500</p>		
<p>(13) 法第115条の35第3項の規定に基づく公表の手数料</p> <p>ア 指定訪問介護事業者、指定夜間対応型訪問介護事業者または指定介護予防訪問介護事業者に係る公表</p> <p>イ 指定訪問入浴介護事業者または指定介護予</p>	<p>同 10,000</p> <p>同 10,000</p>	削る	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧		新	
防訪問入浴介護事業者に係る公表			
ウ 指定訪問看護事業者または指定介護予防訪問看護事業者に係る公表	同 10,000		
エ 指定訪問リハビリテーション事業者または指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る公表	同 10,000		
オ 指定通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者または指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る公表	同 10,000		
カ 指定通所リハビリテーション事業者または指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る公表	同 10,000		
キ 指定短期入所生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者、指定介護老人福祉施設の開設者または指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る公表	同 10,000		
ク 指定短期入所療養介護事業者もしくは指定介護予防短期入所療養介護事業者（事業所が介護老人保健施設であるものに限る。）または介護老人保健施設の開設者に係る公表	同 10,000		
ケ 指定短期入所療養介護事業者もしくは指定介護予防短期入所療養介護事業者（事業所が介護老人保健施設であるものを除く。）または指定介護療養型医療施設の開設者に係る公表	同 10,000		
コ 指定特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者または指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る公表	同 10,000		
サ 指定福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者または指定特定介護予防福祉用具販売事	同 10,000		

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧		新	
<p>業者に係る公表</p> <p>シ 指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る公表</p> <p>ス 指定認知症対応型共同生活介護事業者または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る公表</p> <p>セ 指定居宅介護支援事業者に係る公表</p>	<p>同 10,000</p> <p>同 10,000</p> <p>同 10,000</p>		
<p>注1 (12)の項アからスまでに掲げる一の介護サービス事業者に係る調査と当該アからスまでに掲げる他の介護サービス事業者に係る調査を併せて行う場合は、これらの調査を1件とみなす。</p> <p>2 (12)の項ウおよびカに掲げる介護サービス事業者に係る調査とオに掲げる介護サービス事業者に係る調査のうち指定通所介護事業者(指定療養通所介護事業者に限る。)に係る調査を併せて行う場合は、これらの調査を1件とみなす。</p> <p>3 (13)の項アからスまでに掲げる一の介護サービス事業者に係る公表と当該アからスまでに掲げる他の介護サービス事業者に係る公表を併せて行う場合であって、当該公表に係る事業所または施設の所在地が同一であるときは、これらの公表を1件とみなす。</p> <p>4 (13)の項ウおよびカに掲げる介護サービス事業者に係る公表とオに掲げる介護サービス事業者に係る公表のうち指定通所介護事業者(指定療養通所介護事業者に限る。)に係る公表を併せて行う場合は、これらの公表を1件とみなす。</p>			
別表第64以下 略		別表第64以下 略	

滋賀県収入証紙条例新旧対照表(付則関係)

旧	新
<p>本則および付則 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第2条第1項第4号、第5号(高等学校の入学考査手数料に限る。)、第6号、第11号、第12号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号(屋外広告物講習受講料を除く。)<u>ならびに同条第2項第1号、第3号(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。)、第4号から第18号まで、第20号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号(家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。)、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。)、第45号から第51号まで、第53号から第58号まで、第60号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料を除く。)、第72号から第76号まで、第79号(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の29第2項の規定に基づく調査の手数料および同条第3項の規定に基づく公表の手数料を除く。)、第79号の2から第83号まで、第84号および第85号に規定する手数料</u></p>	<p>本則および付則 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第2条第1項第4号、第5号(高等学校の入学考査手数料に限る。)、第6号、第11号、第12号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号(屋外広告物講習受講料を除く。)<u>ならびに同条第2項第1号、第3号(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。)、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号(家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。)、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。)、第45号から第51号まで、第53号から第58号まで、第60号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料を除く。)、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号および第85号に規定する手数料</u></p>